

代用有価証券の掛目の変更に伴う
「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

I. 改正趣旨

代用有価証券の代用価格算出のために時価に乗すべき率について、直近の市場実勢を踏まえた水準に見直しを行うこととし、証券取引等清算業務について規定する「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

○ 時価に乗すべき率の見直し

- ・ 代用有価証券のうち債券の代用価格算出のために時価に乗じる率について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行う。

(備考)

- ・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則 別表1
- ・ 業務方法書の取扱い 別表第1

III. 施行日

2018年10月9日から施行する。

以上

「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則
2. 業務方法書の取扱い

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | | | | 旧 | | | |
|--|---|--|---|--|---|--|---|
| 別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表 | | | | 別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表 | | | |
| 1 (略) | | | | 1 (略) | | | |
| 2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。 | | | | 2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。 | | | |
| 有価証券の種類 | | 時価 | 時価に乗すべき率 | 有価証券の種類 | | 時価 | 時価に乗すべき率 |
| 国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。) | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値) | (1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の95 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の94 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の94 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 | 国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。) | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値) | (1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の95 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の94 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の94 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 |
| | 売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) | | | 売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) | |

| | | | | | | | |
|--|---|---------------------------|---|--|---|---|---|
| | | | d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90 | | | | d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 97 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90 |
| 政府保証債券 | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91 | 政府保証債券 | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91 |
| 金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券(注 3) | 売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2) | | 金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券(注 3) | 売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2) | |
| 外国国債証券 | (略) | | | (略) | | | |
| | グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券 | ロンドン市場における前日の最終の気配相場 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 94 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 92 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 91 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 88 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 87 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 85 | グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券 | ロンドン市場における前日の最終の気配相場 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 94 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 92 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 90 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 88 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 86 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 85 | |
| | ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券 | フランクフルト市場における前日の最終の気配相場 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 89 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 88 | ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券 | フランクフルト市場における前日の最終の気配相場 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 85 | |
| | (略) | | | (略) | | | |
| 地方債証券(注 3) | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 | 地方債証券(注 3) | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 |

| | | | | | | | |
|---|--|--------------------------------|--|---|--|--------------------------------|--|
| | <p>売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの</p> | <p>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)</p> | <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 97</u></p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 94</u></p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 92</u></p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 92</u></p> | | <p>売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの</p> | <p>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)</p> | <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 96</u></p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 92</u></p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 88</u></p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 88</u></p> |
| <p>特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4)</p> | <p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</p> | <p>当該売買参考統計値のうち平均値</p> | <p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99</p> <p>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97</p> <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 97</u></p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 94</u></p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 92</u></p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 90</u></p> | <p>特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4)</p> | <p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</p> | <p>当該売買参考統計値のうち平均値</p> | <p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99</p> <p>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97</p> <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 96</u></p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 92</u></p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 88</u></p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 86</u></p> |
| <p>社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)</p> | <p>売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの</p> | <p>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)</p> | <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 97</u></p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 94</u></p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 92</u></p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 90</u></p> | <p>社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)</p> | <p>売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの</p> | <p>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)</p> | <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 96</u></p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 92</u></p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 88</u></p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 86</u></p> |
| <p>円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)</p> | <p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</p> | <p>当該売買参考統計値のうち平均値</p> | <p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99</p> <p>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97</p> <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 97</u></p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 95</u></p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 95</u></p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 95</u></p> | <p>円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)</p> | <p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</p> | <p>当該売買参考統計値のうち平均値</p> | <p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99</p> <p>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97</p> <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 96</u></p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 93</u></p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 93</u></p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 93</u></p> |
| (略) | | | | (略) | | | |

(注) 1. ~6. (略)

3 (略)

付 則(平成30年10月9日)

この改正規定は、平成30年10月9日から施行する。

(注) 1. ~6. (略)

3 (略)

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | | | 旧 | | |
|---|---|---|---|--|---|
| 別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する 表 | | | 別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する 表 | | |
| 1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が 適当と認める有価証券の種類並びに当社が定め る時価及び率は以下のとおりとする。 | | | 1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社 が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定め る時価及び率は以下のとおりとする。 | | |
| 有価証券の種類 | 時価 | 時価に乗すべき率 | 有価証券の種類 | 時価 | 時価に乗すべき率 |
| 国債証券 (物価連動 国債にあ っては国 債店頭取 引清算業 務におい て清算対 象取引と するもの に限る。) | 日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の (物価連 動国債に あって は、当該 平均値に 財務省が 公表する 連動係数 を乗じた 値) | (1) 国債証券(変動利付国 債、物価連動国債、分離元本 振替国債及び分離利息振替 国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内 のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内 のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内 のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内 のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の92 | 国債証券 (物価連動 国債にあ っては国 債店頭取 引清算業 務におい て清算対 象取引と するもの に限る。) | 日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の (物価連 動国債に あって は、当該 平均値に 財務省が 公表する 連動係数 を乗じた 値) | (1) 国債証券(変動利付国 債、物価連動国債、分離元本 振替国債及び分離利息振替 国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内 のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内 のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内 のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内 のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の92 |
| | 売買参考統計値 が発表されてい ないものうち 国内の金融商品 取引所において 上場されている もの | 金融商品 取引所 (注1)に おける最 終価格 (注2) | | (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内 のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内 のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内 のもの 100分の99 | 金融商品 取引所 (注1)に おける最 終価格 (注2) |
| | | (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内 のもの 100分の95 c 残存期間5年超10年以内 のもの 100分の94 d 残存期間10年超20年以内 のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内 のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の94 | | | (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内 のもの 100分の95 c 残存期間5年超10年以内 のもの 100分の94 d 残存期間10年超20年以内 のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内 のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の94 |
| | | (4) 分離元本振替国債及び 分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 | | | (4) 分離元本振替国債及び 分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 |

| | | | |
|--|--|---------------------------|---|
| | | | b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90 |
| 政府保証債券 | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91 |
| 金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券(注 3) | 売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2) | |
| 外国国債証券 | (略) | | |
| | グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券 | ロンドン市場における前日の最終の気配相場 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 94 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 92 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 91 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 88 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 87 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 85 |
| | ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券 | フランクフルト市場における前日の最終の気配相場 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 89 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 88 |
| | (略) | | |
| 地方債証券(注 3) | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 |

| | | | |
|--|--|---------------------------|---|
| | | | b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 97 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90 |
| 政府保証債券 | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91 |
| 金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券(注 3) | 売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2) | |
| 外国国債証券 | (略) | | |
| | グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券 | ロンドン市場における前日の最終の気配相場 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 94 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 92 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 90 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 88 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 86 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 85 |
| | ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券 | フランクフルト市場における前日の最終の気配相場 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 85 |
| | (略) | | |
| 地方債証券(注 3) | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | 売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) | (3) 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u> (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の94</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の92</u> (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の92</u> |
| 特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4) | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u> (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の94</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の92</u> (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の90</u> |
| | 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4) | 売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) |
| 円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4) | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u> (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の95</u> (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の95</u> |
| | 売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) | |
| (略) | | | |

(注) 1.～4. (略)

2～7 (略)

付 則(平成30年10月9日)

この改正規定は、平成30年10月9日から施行する。

| | | | |
|--|--|--|---|
| | 売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) | (3) 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の96</u> (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の92</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の88</u> (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の88</u> |
| 特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4) | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の96</u> (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の92</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の88</u> (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の86</u> |
| | 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4) | 売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) |
| 円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4) | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の96</u> (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の93</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の93</u> (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u> |
| | 売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) | |
| (略) | | | |

(注) 1.～4. (略)

2～7 (略)